

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第20号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

訓令	ページ
○ 職員安全健康管理規程の一部を改正する訓令（職員課）	1

訓令

兵庫県訓令第3号

本庁
地方機関

職員安全健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

職員安全健康管理規程の一部を改正する訓令

職員安全健康管理規程（昭和50年兵庫県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「職員健康管理センター所長」を「総務部職員局職員課長（以下「職員課長」という。）」に改める。

第6条第2項中「総務部職員局職員課長（以下「職員課長」という。）」を「職員課長」に改める。

第12条第5項中「委員指名報告書（様式第1号の2）」を「委員指名報告書（様式第2号）」に改める。

第15条中「総務部職員局職員課」の右に「（以下「職員課」という。）」を加える。

第18条の4中「職員健康管理センター」を「職員課」に改める。

第19条第3号を次のように改める。

(3) 特定業務従事者健康診断

第19条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 特殊健康診断

第24条第1項中「健康診断個人票（様式第2号）を調製」を「別に定める様式による健康診断個人票を作成」に、「置かなければ」を「おこななければ」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第27条第2項第1号及び第31条第1号中「及びレントゲン写真」を削る。

第34条第4項中「総務部職員局職員課長」を「職員課長」に、「職員健康管理センター所長、医師である職員健康管理センター職員診療所長」を「医師である職員健康管理センター所長」に改める。

第39条の見出しを「（審査会の庶務）」に改め、同条中「第18条の4の規定を準用する」を「職員健康管理センターにおいて処理する」に改める。

別表定期健康診断の項検査回数の欄中「1年につき、1回以上」を「1年以内ごとに1回」に改め、同項備考の欄4中「オーディオメーターによる聴力の検査及び」を削り、「ついては」の右に「、医師が必要ないと認めるときは」を加え、同欄に次のように加える。

5 聴力の検査は、45歳未満の職員（35歳及び40歳の職員を除く。）については、医師が適当と認める検査をもって、これに代えることができる。

別表定期健康診断の項中

50歳以上の職員	胃部エックス線検査	2年につき、1回以上	
----------	-----------	------------	--

別に定める職員	別に定める項目	別に定める回数	
---------	---------	---------	--

を「

別に定める職員	別に定める項目	別に定める回数	
---------	---------	---------	--

に改め、同項の次に次のように加える。

特定業務従事者健康診断	別に定める職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 既往歴及び業務歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 4 胸部エックス線検査及び喀痰検査 5 血圧の測定 6 尿検査 7 貧血検査 8 肝機能検査 9 血中脂質検査 10 血糖検査 11 心電図検査 12 その他別に定める項目 	配置替えの際及び6月以内ごとに1回（4の検査は、1年以内ごとに1回）	<ol style="list-style-type: none"> 1 身長の検査は、20歳以上の職員については、省略することができる。 2 腹囲の検査は、次に掲げる職員については、省略することができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 40歳未満の職員（35歳の職員を除く。） (2) 妊娠中の職員その他の職員であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの (3) BMIが20未満である職員 (4) 自ら腹囲を測定し、その値を申告した職員（BMIが22未満である職員に限る。） 3 喀痰検査は、次に掲げる職員については、省略することができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 胸部エックス線検査によって病変の発見されない職員 (2) 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された職員 4 7から11までの検査は、40歳未満の職員（35歳の職員を除く。）については、医師が必要がないと認めたときは、省略することができる。 5 聴力の検査は、次に掲げる職員については、医師が適当と認める検査をもって、これに代えることができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 45歳未満の職員（35歳及び40歳の職員を除く。）
-------------	---------	---	------------------------------------	--

				(2) 前回の特定業務従事者健康診断において聴力の検査を受けた職員
--	--	--	--	-----------------------------------

別表海外派遣健康診断の項の次に次のように加える。

特殊健康診断	別に定める職員	別に定める項目	別に定める回数	

別表臨時健康診断の項中「全職員」を「別に定める職員」に、「発生し、又は発生するおそれがある伝染病等で統括安全衛生管理者が必要と認めた」を「別に定める」に改める。

様式第2号を削り、様式第1号の2を様式第2号とする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。